

県内主要海水浴場の水質検査結果について

県では、海水浴場の水質の現状を把握するとともに、その結果を県民の皆様にお知らせするため、毎年度検査を実施しております。

今年度開設を予定している海水浴場（5か所）の水質検査を行ったところ、環境省が定める水浴場判定基準で適または可と判定されましたのでお知らせします。

放射性物質の検査を実施したところ、海水から放射性物質は検出されませんでした。また、空間放射線量の検査を実施したところ、いずれの海水浴場も低い値であり安全性に問題がないことが確認されました。

1 対象海水浴場

県内開設予定の5海水浴場

2 検査概要

(1)検査年月日

平成28年5月

(2)対象海水浴場

小田の浜（気仙沼市）、網地白浜（石巻市）、月浜（東松島市）、桂島（塩竈市）、菖蒲田（七ヶ浜町）

(3)検査項目

【水浴場水質判定基準項目】

ふん便性大腸菌群数、化学的酸素要求量（COD）、透明度、油膜の有無

【その他項目】

水素イオン濃度（pH）、放射性物質（セシウム134及び137の合計）、空間放射線量

3 検査結果

(1)水質検査

検査項目 地点	採水 年月日	ふん便性大腸菌群数 個/100mL	COD mg/L	透明度 m	油膜	判定結果	pH
小田の浜	H28.5. 9	4	1.2	>1	無	適(A)	8.1
網地白浜	H28.5.12	2	2.0	>1	無	適(A)	8.1
月浜	H28.5.16	<2	1.0	>1	無	適(AA)	8.2
桂島	H28.5.18	<2	2.5	>1	無	可(B)	8.1
菖蒲田	H28.5.20	<2	2.4	>1	無	可(B)	8.2

(2)放射性物質等検査

検査項目 地点	空間放射線量 ($\mu\text{Sv/h}$)			海水	
	測定 年月日	地表0.5m	地表1.0m	採水年月日	放射性 セシウム
小田の浜①	H28.5.26	0.026	0.025	H28.5.9	不検出
小田の浜②		0.025	0.025		不検出
網地白浜①	H28.5.19	0.032	0.026	H28.5.12	不検出
網地白浜②		0.030	0.026		不検出
月浜①	H28.5.25	0.016	0.016	H28.5.20	不検出
月浜②		0.017	0.019		不検出
桂島①	H28.5.13	0.029	0.023	H28.5.18	不検出
桂島②		0.022	0.021		不検出
菖蒲田①	H28.5.10	0.031	0.027	H28.5.20	不検出
菖蒲田②		0.030	0.027		不検出

*不検出とは、放射性物質の濃度が検出下限値(1Bq/L)に満たないことを指します。

*追加被ばく線量年間1mSvに対する時間あたりの線量は0.23 $\mu\text{Sv/h}$ です。

4 その他

水浴場水質判定基準は、環境省通知により定められたものであり、全国一律に判定されています。(資料2)

なお、放射性物質の指針値(水浴場の放射性物質に関する指針について(平成24年6月))は、放射性セシウム(セシウム134及びセシウム137の合計)10Bq/L以下です。

※添付資料

資料1 開設予定海水浴場の過去の判定結果等一覧及び位置図

資料2 水浴場水質判定基準

開設予定海水浴場の過去の判定結果等一覧

番号	海水浴場名	市町村名	H28検査 実施機関	H27 利用者数	H26 利用者数	H25 利用者数	5年平均 利用者数	H27判定		H26判定		H25判定		備考
								開設前	開設中	開設前	開設中	開設前	開設中	
1	小田の浜	気仙沼市	県	14,180	12,340	12,270	12,732	可(B)	適(A)	適(AA)	適(AA)	適(AA)	適(A)	快水浴場百選・環境基準点
2	網地白浜	石巻市	県	19,410	13,059	8,031	19,698	可(B)	可(B)	可(B)	適(AA)	適(AA)	適(AA)	
3	月浜	東松島市	市	-	7,245	6,410	7,663	-	-	適(AA)	適(AA)	適(AA)	可(B)	
4	桂島	塩竈市	県	8,632	4,774	-	5,847	可(B)	可(B)	適(AA)	可(B)	-	-	環境基準点
5	菫蒲田	七ヶ浜町	県	-	-	-	46,228	-	-	-	-	-	-	

※①年間延べ利用者数は県観光連盟の調べによる

②備考欄の「快水浴場百選」は平成18年に環境省が選定した「快水浴場百選」に選定された海水浴場

③5年平均利用者数は未開設年度は除く

県内海水浴場位置図

国土地理院承認 平14総復 第149号



水浴場水質判定基準

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりです。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とします。

(2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とします。

- ・各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とします。
- ・各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とします。
- ・各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とします。
- ・これ以外のものを「水質C」とします。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は 3mg/L以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は 3mg/L以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満 ~50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満 ~50cm以上
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均とします。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいいます。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができます。